

昭島市

高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画 (平成30年度～平成32年度)

- 介護保険制度は創設から18年が経ち、サービス利用者は社会全体で制度創設時の3倍を超え500万人に達しており、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきています。
- 一方で、高齢化は今後さらに進展することが見込まれており、平成26年(2014年)には医療制度改革と一体的に、地域包括ケアシステムの構築及び介護保険制度の持続可能性の確保のため、介護保険制度の改革が行われました。
- 平成29年(2017年)には、地域包括ケアシステムの深化・推進、保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組み、医療・介護の連携、地域共生社会の実現に向けた取り組み、利用者負担割合の見直し及び介護納付金における総報酬割の導入等、介護保険制度の見直しが行われています。
- こうした背景のもと、昭島市では老人福祉法及び介護保険法の基本的理念を踏まえ、第6期介護保険事業計画の課題を分析・評価し、個別地域ケア会議・地域ケア推進会議等を通じて把握された地域課題や地域づくり・資源開発に向けた提言を反映させ、「昭島市高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画」を策定し、「高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島」の実現に向けた取り組みを推進します。

基本理念

高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島

基本的視点

計画の基本理念を実現するため、次の5つの基本的視点に基づいて計画を推進します。

- 基本的視点1 高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止
- 基本的視点2 高齢者の尊厳の確保
- 基本的視点3 地域共生社会の実現に向けた支援
- 基本的視点4 すべての高齢者及び支える家族への支援
- 基本的視点5 地域包括ケアシステムの深化・推進

施策の体系

基本理念	基本目標	目標達成の方向性	施策(事業)内容
高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島	1 住み慣れた地域で安心して暮らし続ける	(1)地域支援事業の充実	①介護予防・日常生活支援サービス事業 ・訪問型サービス ・通所型サービス ・その他の生活支援サービス ・介護予防ケアマネジメント
			②一般介護予防事業 ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・地域介護予防活動支援事業 ・一般介護予防事業評価事業 ・地域リハビリテーション活動支援事業
			③包括的支援事業 ・地域包括支援センターの運営 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・健康あきしま 21 事業 ・救急医療情報キット配布事業 ・認知症総合支援事業 ・生活支援体制整備事業
			④任意事業 ・介護給付費適正化事業 ・家族介護支援事業 ・その他の事業
			(2)介護予防給付の円滑な実施
	2 ひとり暮らし高齢者や介護を行う家族を支援する	(1)在宅生活を支援するサービスの充実	①介護予防ケアプランの作成
			②介護予防サービス ・介護予防訪問看護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防福祉用具貸与 ・特定介護予防福祉用具販売 ・介護予防住宅改修費支給
			③地域密着型サービス ・介護予防小規模多機能型居宅介護 ・介護予防認知症対応型通所介護 ・介護予防認知症対応型共同生活介護
			④介護予防給付の介護予防効果の検証
			(2)地域の安全・見守り体制の確立
(1)在宅生活を支援するサービスの充実	①居宅サービスの質の向上		
	②高齢者寝具乾燥消毒サービス事業		
	③高齢者緊急通報システム事業		
	④高齢者火災安全システム事業		
(2)地域の安全・見守り体制の確立	⑤食事サービス事業		
	①高齢者見守りネットワーク事業		
	②災害時安否確認体制の整備		
(3)高齢者の住まいの安定的な確保	③高齢者電話相談事業		
	①サービス付き高齢者向け住宅の確保		
(4)サービスの質の向上	②高齢者の住まいの確保		
	①事業者連携によるサービスの質の向上		
		②ケアプラン点検による各種サービスの評価	

基本理念	基本目標	目標達成の方向性	施策(事業)内容		
高齢者がいきいきと暮らすまち 昭島	2 ひとり暮らし高齢者や 介護を行う家族を支援する	(5) 家族介護者への支援	① 窓口相談の充実 ② 訪問相談の充実 ③ 家族介護教室 ④ 紙おむつの支給 ⑤ 在宅介護者リフレッシュ事業 ⑥ 家族介護慰労事業		
		(6) 情報提供の充実	① 第三者評価制度補助事業 ② パンフレットの作成・配布 ③ 介護事業所案内の活用 ④ ホームページによる情報提供		
		3 地域で共に支えあい、いきいき暮らす	(1) 地域包括ケアシステムの深化・推進	① 地域包括支援センターの機能強化 ② 地域ケア会議の推進 ③ 地域ネットワークの充実 ④ 事業者参入の促進 ⑤ 事業所連絡会・交流会の開催	
			(2) 認知症高齢者に対応したケアの確立	① 認知症ケアパスの推進 ② 認知症初期集中支援チームの活用 ③ 認知症高齢者ネットワークづくり ④ 認知症ケアの普及啓発 ⑤ シルバーファミリーほっとライン事業	
			(3) 権利擁護の推進	① 虐待防止の普及・啓発 ② 虐待防止ネットワークづくり ③ 権利擁護事業 ④ 成年後見制度の普及促進 ⑤ 個人情報の保護意識の啓発 ⑥ 高齢者生活支援ショートステイ事業	
			(4) 地域資源の活用	① 地域ボランティアの活用 ② サロン活動の支援	
	(5) 社会参加への支援 (生きがいづくりの推進)		① 高齢者各種教室事業 ② 老人クラブ補助事業 ③ 敬老金支給事業 ④ 敬老大会事業 ⑤ 高齢者福祉センター事業 ⑥ シルバーゆうゆう事業 ⑦ 特殊眼鏡等購入助成		
	4 持続可能な介護保険 制度の運営を目指す	(1) 給付適正化の推進	① 保険給付事務 ② 利用者負担軽減事業 ③ 介護給付費適正化事業 ④ 苦情相談の受付 ⑤ 事故報告の受付 ⑥ 事業所への立ち入り調査		
			(2) 的確な要介護認定の実施	① 要介護認定申請受付の適正化 ② 要介護認定調査事務の充実 ③ 要介護認定事務の円滑化	
				(3) 財源の確保、人材の確保	① 保険料賦課徴収事務 ② 保険料減免事務 ③ ハローワークとの連携 ④ TOKYO 働きやすい福祉の職場宣言事業

制度改正について

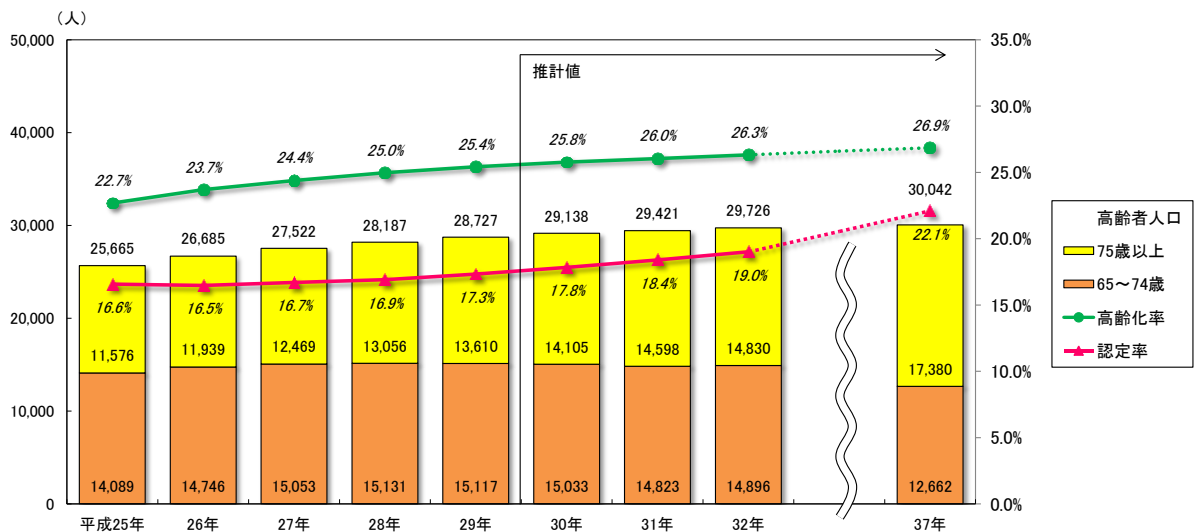
I 地域包括ケアシステムの深化・推進

自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域データに基づく課題分析と対応（取り組み内容と目標の介護保険事業計画への記載） ・ 都道府県による市町村に対する支援事業の創設 ・ 財政的インセンティブの付与
医療・介護の連携の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新たな介護保険施設『介護医療院』の創設 ・ 医療・介護等の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援規定の整備
地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、地域福祉計画策定の努力義務化 ・ 介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付け

II 介護保険制度の持続可能性の確保

利用者負担の見直しに関する取り組み	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割に ・ 高額介護サービス費の月額上限額の引き上げ ・ 福祉用具貸与価格の見直し
介護納付金への総報酬割の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護納付金への「総報酬割」の導入（報酬額に比例した負担）

高齢化率及び要介護認定率の推移



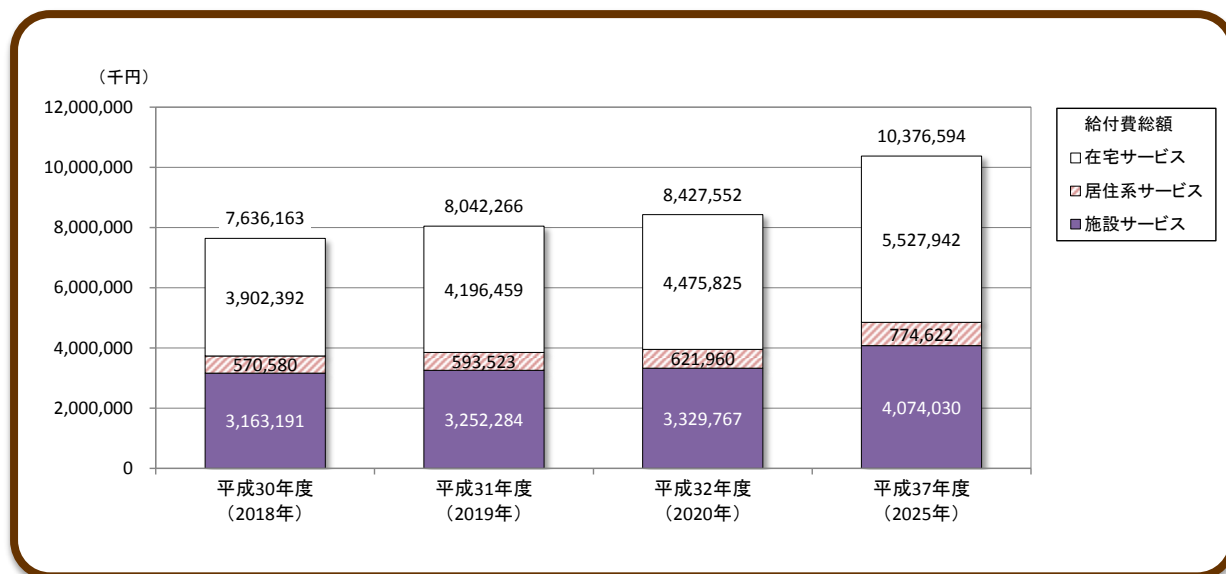
資料：昭島市「住民基本台帳」

平成25年（2013年）～29年（2017年）までは、各年10月1日現在の実績値。

平成30年（2018年）以降は、実績値をもとに推計。

要介護認定率は第2号被保険者を除いています。

サービス別給付費の見込み



標準給付費の見込み

(単位:千円)

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	平成 37 年度
総給付費(C)	7,630,731	8,047,930	8,448,405	10,376,594
介護給付費(A) + 予防給付費(B)	7,636,163	8,042,266	8,427,552	10,376,594
一定以上所得者の利用者負担の見直しに伴う財政影響額	▲5,432	▲8,804	▲9,443	0
消費税率等の見直しを勘案した影響額	0	14,468	30,296	0
特定入所者介護サービス費(D)	285,000	304,000	325,000	420,000
高額介護サービス費(E)	205,000	222,000	240,000	355,000
高額医療合算介護サービス費(F)	27,000	30,000	33,000	53,000
審査支払手数料(G)	8,640	9,120	9,720	13,020
合計(C+D+E+F+G)	8,156,371	8,613,050	9,056,125	11,217,614

※特定入所者介護サービス費の配偶者の所得、資産勘案については見込んであります。

地域支援事業費の見込み

(単位:千円)

区分	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度	合計
地域支援事業	373,499	506,186	520,465	1,400,150
介護予防・日常生活支援総合事業	231,592	295,600	307,513	834,705
包括的支援事業・任意事業	141,907	210,586	212,952	565,445

第1号被保険者保険料の見込み

図表 介護保険保険特別会計の財源構成

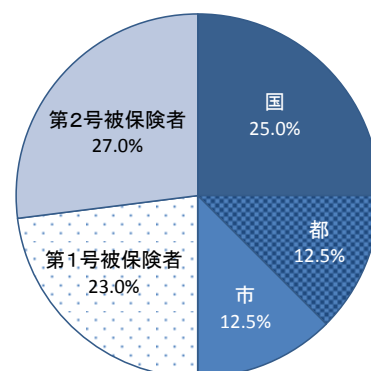
1. 財源構成～保険給付費と第1号被保険者保険料～

介護給付費に対する財源は、第1号被保険者保険料、第2号被保険者保険料、公費により賄われています。それぞれが負担する割合は政令により定められています。

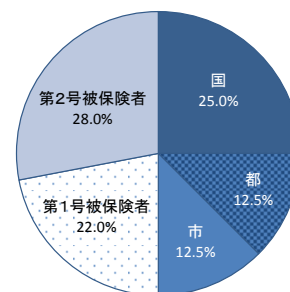
第1号被保険者保険料（65歳以上の介護保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、その区市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額となります。介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなり、サービスの利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減れば下がることとなります。

第7期の介護保険料は、高齢者人口の増加、要支援・要介護認定者数の増加、サービス利用量の増加に加え、第1号被保険者が負担する法定負担割合が22%から23%に引き上げられることなどに伴う標準介護サービス給付費の上昇を見込み、基準月額保険料の算定を行います。

<第7期>



(参考) <第6期>



2. 介護保険料の算出

A	標準給付費見込額(平成30～32年度)	25,825,545千円
B	地域支援事業費(平成30～32年度)	1,400,150千円
	B1 介護予防・日常生活支援総合事業費	834,705千円
	B2 包括的支援事業・任意事業	565,445千円
C	A+B	27,225,695千円

D	第1号被保険者負担分【=C×23%】	6,261,909千円
+		
E	調整交付金相当額【=(A+B1)×5%】	1,333,013千円
-		
F	調整交付金見込額【÷(A+B1)×3.58%】	956,121千円
-		
G	介護給付準備基金取り崩し見込額	395,000千円

H	保険料収納必要額	6,243,801千円
I	予定保険料収納率	98.0%
J	所得段階別加入割合補正後被保険者数(※) 平成30年 28,951人、平成31年 29,232人、平成32年 29,534人	87,717人
K	保険料見込額(年額)【÷(H÷I)÷J】	72,636円
L	保険料見込額(月額)【÷K÷12か月】	6,050円

※「所得段階別加入割合補正後被保険者数」とは、基準所得段階（第5段階：月額6,050円）人数に換算すると、何人分に相当するか計算し補正した被保険者人数です。

3. 所得段階別の介護保険料

第6期介護保険事業計画期間から、低所得対策を恒久化し所得階層区分の国基準が6段階から9段階へ細分化され、引き続き保険者判断による弾力化を可能とする方針が示されました。

本市では、負担能力を勘案し、課税所得段階をさらに細分化し、多段階化を行います。その結果、第7期の保険料基準月額は6,050円となります。

所得段階	対象者	保険料率	月額(円)
第1段階	生活保護受給者、中国残留邦人等支援受給者、老齢福祉年金等世帯全員が住民税非課税、 課税年金収入+合計所得金額-年金所得=80万円以下	0.45 (0.50)	2,722 (3,025)
第2段階	世帯全員が住民税非課税、 課税年金収入+合計所得金額=120万円以下	0.62	3,751
第3段階	世帯全員が住民税非課税 本人が課税年金収入+合計所得金額=120万円超	0.68	4,114
第4段階	世帯内が住民税課税、本人が住民税非課税で 課税年金収入+合計所得金額=80万円以下	0.85	5,142
第5段階	世帯内が住民税課税、本人が住民税非課税で 課税年金収入+合計所得金額=80万円超	1.00	6,050
第6段階	本人住民税課税、合計所得金額 120万円未満	1.10	6,655
第7段階	本人住民税課税、合計所得金額 120万円～125万円未満	1.15	6,957
第8段階	本人住民税課税、合計所得金額 125万円～200万円未満	1.20	7,260
第9段階	本人住民税課税、合計所得金額 200万円～300万円未満	1.50	9,075
第10段階	本人住民税課税、合計所得金額 300万円～400万円未満	1.70	10,285
第11段階	本人住民税課税、合計所得金額 400万円～600万円未満	1.90	11,495
第12段階	本人住民税課税、合計所得金額 600万円～800万未満	2.20	13,310
第13段階	本人住民税課税、合計所得金額 800万円～1,000万未満	2.50	15,125
第14段階	本人住民税課税、合計所得金額 1,000万円～1,500万未満	2.75	16,637
第15段階	本人住民税課税、合計所得金額 1,500万円以上	2.85	17,242

※第1段階の()内の数字は、公費投入による保険料軽減前の数字となります。

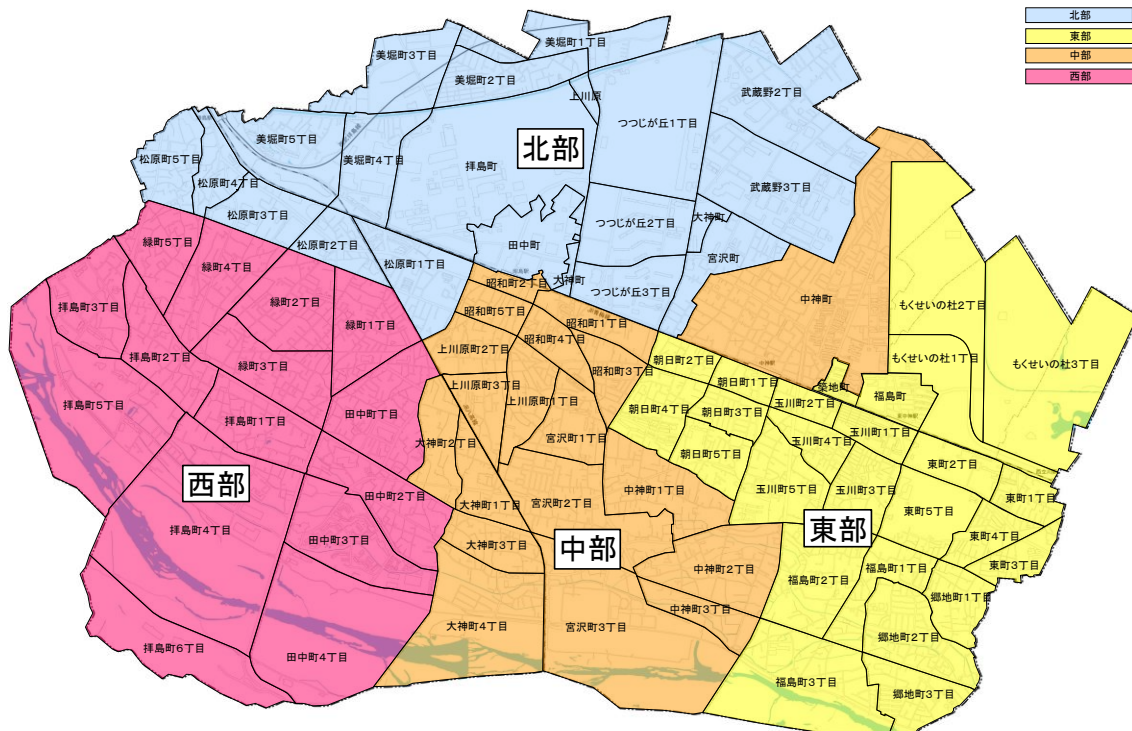
日常生活圏域と地域包括支援センター

日常生活圏域とは地域包括ケアシステムを構築する区域のことで、例えば中学校区単位で定めることとされています。

昭島市は6中学校区 = 6圏域ということになりますが、既存のサービス基盤の配置のアンバランスが大きく、日常生活圏域の考え方に沿ってそれぞれの圏域単位でサービス基盤を整備するとなれば効率的な事業所配置とならないことが予想されます。

そのため、日常生活圏域は第6期計画と同様の1圏域としました。

ただし、高齢者の身近に相談・支援の窓口になる地域包括支援センターがあることは、きめ細かなケアの実現や地域ケアを側面から支える民生委員等との連携等の面では重要であることから、地域包括支援センターの担当区域は日常生活圏域の枠にとらわれず柔軟な対応を図り、地域の高齢者の支援に取り組むこととします。



【東部包括支援センター】 玉川町 2 - 4 - 8 - 1 0 3 ☎ 0 4 2 - 5 4 5 - 9 2 0 4

【中部包括支援センター】 昭和町 4 - 7 - 1 ☎ 0 4 2 - 5 0 5 - 7 6 8 1

【西部包括支援センター】 田中町 2 - 2 5 - 3 ☎ 0 4 2 - 5 1 3 - 7 6 5 1

【北部包括支援センター】 拝島町 4 0 3 6 - 1 4 ☎ 0 4 2 - 5 1 9 - 6 9 6 7

相 談 日 : 月曜日～土曜日

相談時間 : 午前9時～午後6時

休 業 日 : 日・祝祭日・年末年始 (12月29日～1月3日)